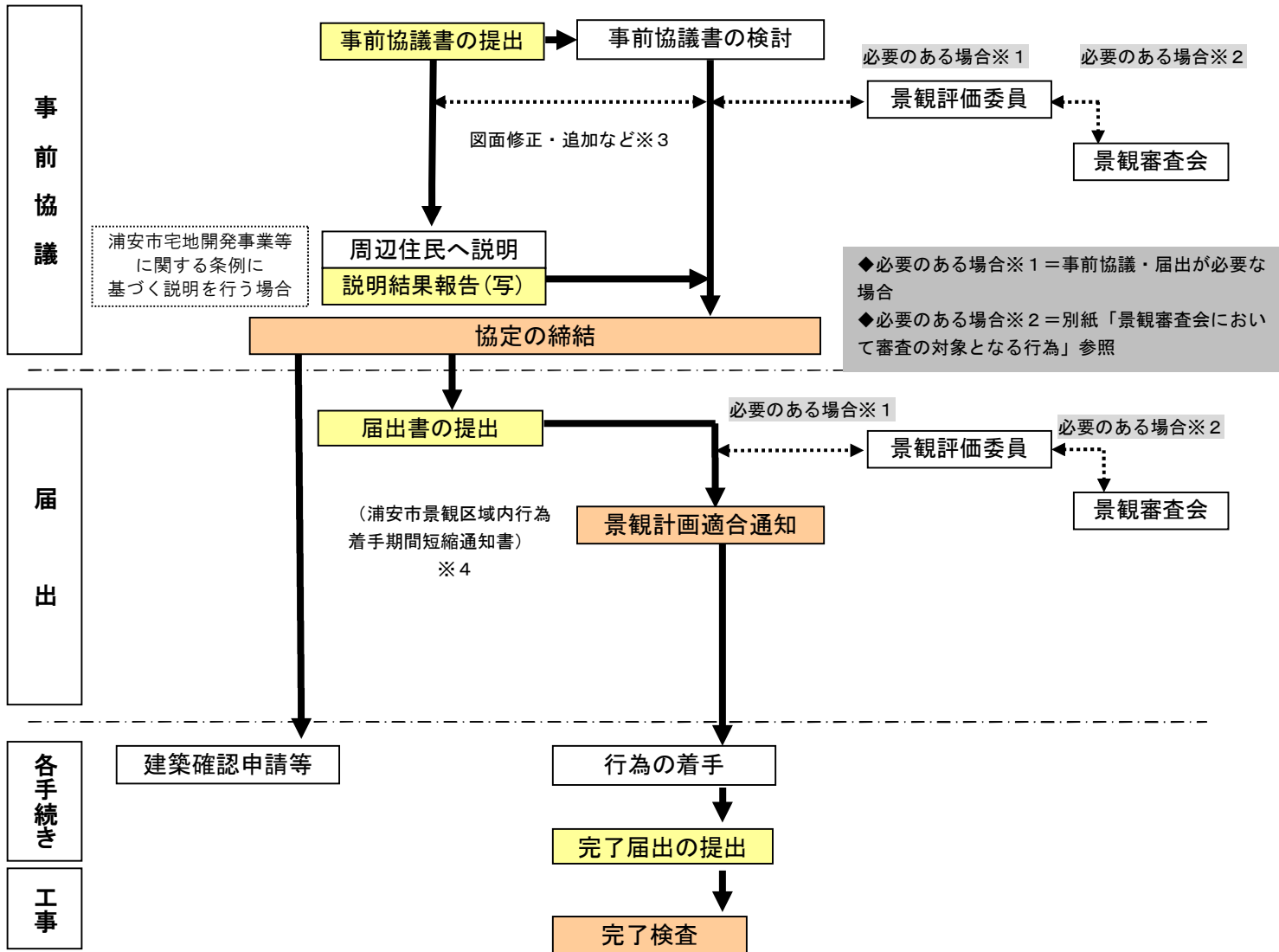


●事前協議・届出の手続きの例



【図面修正・追加など※3】

下記はあくまで手続きの流れをイメージするための例示であり、標準処理期間を表すものではありません。

- 例：月曜日 事前協議書提出
 - 水曜日 評価日 景観評価委員の評価を受ける
 - 金曜日 市が事業者に評価結果を通知
 - 翌月曜日 事業者から図面の追加・修正がある
 - 水曜日 評価日（2回目）
- 協議が整うまで繰り返し行う（評価日は週1回）
- 景観計画に適合すると認められる
- 翌々月曜日 市が協定(案)を事業者に渡す（事業者押印の上、提出があった日が締結日）

【浦安市景観区域内行為着手期間短縮通知書※4】

- ・景観法（平成16年法律第110号）第18条第1項の規定により、届出書の提出から30日間は工事着手ができません。しかし、同条第2項の規定により、市との事前協議が整っていれば当該工事着手制限期間を短縮することができます。
- ※4は工事着手制限期間を短縮する旨の通知であり、景観計画に適合したと認める旨の通知を兼ねています。